

最上消費生活センターニュース 4月号

令和5年4月1日発行

初めての一人暮らしで気を付けてほしい 5大 消費者トラブル



春は新大学生や新社会人が一人暮らしを始める時期です。昨年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者も大人として契約することになりました。初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。

●退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

- 契約時: 契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
- 入居中: 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 退去時: 精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

●引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

- 引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
- 引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。



●新生活を狙った“訪問販売”トラブル

- その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談！
- 不要な契約であればきっぱり断りましょう。

●新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル

- 知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
- 借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことをやめましょう。



●スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

- 料金プランやサービス内容を書面でしっかり確認し、説明を受けましょう。
- 転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などを確認しましょう。

〈啓発動画公開のお知らせ〉

【県公式】やまがた Channel (YouTube) に、消費者トラブル啓発動画を公開しました。今回は、

『お試しのつもりが定期購入に』です。

…こちらから視聴できます。 →



消費者トラブル動画

お試しのつもりが
定期購入に!?

山形県



山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか？

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域からの情報を消費生活センターに情報提供していただいたりするボランティアです。



【応募資格】 ※経験は問いません。

- 消費生活や消費者問題に関心のある方
- 満18歳以上で山形県内で活動できる個人・団体

【委嘱期間】 委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度末まで
(再委嘱された方は3年間)

【活動内容】 消費生活サポーターには、それぞれの知識や経験に合わせて、自分のできる活動をお願いしています。

- 〈活動例〉
- ・地区の回覧板などで毎月のセンターニュースを回覧する。
 - ・地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットを配布する。
 - ・送付されるパンフレット等を読んで知識を身につける。

【研修会など】 新規サポーター委嘱状交付式・全体研修会(7月頃、山形市内)
消費生活サポーター等研修会(秋頃、各総合支庁)

【お申込方法】 山形県消費生活センターまで(随時受け付けています。)

TEL 023-630-3237

右のQRコードからも応募できます。

～ お気軽にお問い合わせください。～



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申込ください。



4月・5月の無料法律相談会

4月 4日(火) 13:30～15:30

5月 9日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス^{無料}で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で最寄りの消費生活センターにつながります。